

香芝市ふるさと納税協力事業者募集要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふるさと納税制度による香芝市（以下「市」という。）への寄附の促進、地元特産品のPR及びブランド力の向上並びに香芝市内（以下「市内」という。）の産業及び観光の振興につながる魅力ある品物及び特典（以下「返礼品」という。）の提供に協力する事業者（以下「協力事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、市長が協力事業者として適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 次に掲げる要件のいずれかに該当する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）であること。
 - イ 本社（本店）、支社（支店）、営業所又は工場のいずれかを市内に有している法人等であること。
 - ロ その他市長が特に認める法人等であること。
- (2) 生産、製造、販売等に関する法令等を遵守していること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。
- (4) 香芝市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条に規定する暴力団員等と密接な関係を有しないこと。
- (5) ふるさと納税制度に係る寄附の受付及び返礼品の発送管理に関する業務について、市から受託している事業者と返礼品の発送等に係る契約を締結すること。
- (6) 返礼品の生産又は製造について適正な品質管理に係る体制を整備するとともに、寄附者に対して安全と信頼の確保に努める法人等であること。

(返礼品の要件)

第3条 返礼品は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が返礼品として適当でないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 平成31年総務省告示第179号第5条に規定する基準を満たすものであること。
- (2) 安定した供給が見込まれる品質及び数量を有するものであること。ただし、期間限定又は数量限定で提供するものを除く。
- (3) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、不正競争防止法（平成5年法律第47号）その他の関係法令等を遵守しているものであること。

(4) 各業界又は業種が公表するガイドラインを遵守した対策がなされているものであること。

(5) 金券等の換金性又は資産性が高いものでないこと。

(6) 返礼品が飲食物である場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

イ 十分かつ適切な賞味期限又は消費期限を確保しているものであること。

ロ 産地名を適正に表示しているものであること。

(7) 返礼品が体験、宿泊等の役務を提供するものである場合は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

イ 転売及び譲渡の防止措置を講じた利用券等を発行するものであること。

ロ 利用期限が利用券等を発行した日から1年程度であること。ただし、期間限定又は日時指定の役務を除く。

(返礼品の金額)

第4条 返礼品の金額（送料を除く。）は、寄附金額の3割を限度として市長が定めるものとする。

(パンフレット等の同封)

第5条 協力事業者は、返礼品の発送時に自社製品のパンフレット等を同封することができる。

2 協力事業者は、前項のパンフレット等を同封するときは、事前に当該パンフレット等を市に提出しなければならない。

(協力事業者の参加申込み)

第6条 香芝市ふるさと納税協力事業者に参加しようとする者は、香芝市ふるさと納税協力事業者参加申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号に掲げる書類について、公簿等により確認できる場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(1) 誓約書（第2号様式）

(2) 事業内容等が分かる書類

(3) 市税等に滞納がないことを証明する書類

(協力事業者の参加承認)

第7条 市長は、前条の規定による申込みがあったときは、その可否を決定し、香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認・不承認通知書（第3号様式）により、当該申込みをした者に通知するものとする。

(参加の辞退等)

第8条 協力事業者は、香芝市ふるさと納税協力事業者への参加を辞退しようとするときは、辞退する日の14日前までに香芝市ふるさと納税協力事業者

参加辞退届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、香芝市ふるさと納税協力事業者参加辞退承諾通知書（第5号様式）により、当該届出をした者に通知するものとする。

3 第1項の規定による届出をした協力事業者は、同項の辞退する日以前に受注した返礼品については、寄附者に発送しなければならない。

（調査）

第9条 市長は、返礼品の提供の適正かつ確実な実施を確保するため、必要があると認めるときは、協力事業者に対して調査（実地調査を含む。）を行うことができる。

（参加承認の取消し等）

第10条 市長は、協力事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による承認を取り消すことができる。

(1) 協力事業者が第2条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 第6条の規定による申込みの内容に虚偽があったとき。

(3) 市に不利益を及ぼす行為があったとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、その旨を香芝市ふるさと納税協力事業者参加承認取消通知書（第6号様式）により、当該協力事業者に通知するものとする。

（返礼品の登録）

第11条 協力事業者は、返礼品についてあらかじめ登録を受けなければならない。

（返礼品の登録の取消し）

第12条 市長は、前条の登録をした返礼品が第3条に規定する要件を満たさなくなったときは、当該登録を取り消すことができる。

（苦情等への対応）

第13条 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯な対応と解決に努め、その内容について速やかに市に報告しなければならない。この場合において、市は、一切の責任を負わず、返礼品の品質等に関する苦情等について対応しないものとする。

（個人情報の取扱い）

第14条 協力事業者は、市から提供を受けた寄附者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、適正に取り扱わなければならない。協力事業者でなくなった後も同様とする。

2 協力事業者は、寄附者の個人情報の管理、使用等について市長の指示に従

わなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。